平成２２年（フ）第４９５４号
大阪府摂津市千里丘東５丁目９番11―605号
債務者　木村　勝雄
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９５９号
大阪市淀川区加島１丁目53番１―401号
債務者　尾澤　弘明
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９６３号
大阪市中央区西心斎橋２丁目12番22―517号
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９６７号
大阪市住吉区長居１丁目５番26―502号
債務者　菊武　　恵（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９７４号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番９―303号
債務者　佐藤　幸代（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８号
栃木県足利市川崎町1848番地３
債務者　丸山　博久
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１３１号
栃木県足利市島田町1038番地４
債務者　福島　一幸
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１３２号
栃木県足利市島田町1038番地４
債務者　福島　智子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１６３９号
横浜市西区平沼１丁目33番21―505号
債務者　中村　哲朗
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７２号
横浜市南区井土ケ谷上町13―16　ベルグレースＰａｒｔⅠ103、住民票上の住所横浜市南区榎町２丁目76番地22
債務者　小松惠美子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７１５号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地73―704
債務者　城平　哲也
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５０号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目25番１―504号
債務者　小山　浩和
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７５２号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地14棟405号
債務者　加藤　拓馬
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８４１号
横浜市港北区新吉田東８丁目36番21号　貝塚荘Ｂ201号
債務者　阿部　　宏
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始中更正

平成２２年（フ）第１８９号
山形県寒河江市本町２丁目10番38号
破産者　株式会社マルシメ
1　主文　当裁判所が平成22年５月20日午前11時になした破産手続開始決定書中、破産者の代表者代表取締役の氏名につき「齊藤　貴裕」とあるのを「齊藤　貴裕」と更正する。
2　決定年月日　平成22年７月２日
山形地方裁判所民事部

破 産 終 結

平成１５年（フ）第４９５号
徳島市安宅１丁目７番38号
破産者　有限会社藤本
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成１５年（フ）第４９６号
徳島市安宅１丁目７番38号
破産者　藤本　利市
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
徳島地方裁判所民事部